

香芝市土地取得基金条例をここに公布する。

令和5年9月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第16号

香芝市土地取得基金条例

(設置)

第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、香芝市土地取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、香芝市土地取得特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(歳計剰余金の編入)

第3条 香芝市土地取得特別会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち市長が定める額を基金に編入するものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、その設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。